

協 議 書

宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会規約（以下「規約」という。）第5条第1項及び第6条第1項（会長及び副会長）、第7条第1項第2号から第4号（委員の人数）、第7条第1項第3号及び第4号（学識経験者及び2市の職員としての委員）、第12条第3項（事務局の事務に従事する職員）、第13条（経費の負担）及び第18条（補則）に規定する宇部市及び山陽小野田市の長の協議事項について、下記のとおり取り決める。

記

- 1 宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会の会長及び副会長
会 長 宇部市長
副会長 山陽小野田市長

- 2 宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会の委員（以下「委員」という。）の人数及び学識経験者並びに2市の職員としての委員
 - (1) 市議会議員 4人（2市の議会から各2人）
 - (2) 学識経験者 4人
宇 部 市 宇部市自治会連合会役員
宇 部 市 消防行政に関し、識見を有する市民（公募）

山陽小野田市 山陽小野田市自治会連合会役員
山陽小野田市 消防行政に関し、識見を有する市民（公募）
 - (3) 2市の職員 10人
宇 部 市 消 防 長
宇 部 市 総務管理部長
宇 部 市 総合政策部長
宇 部 市 宇部消防団長
宇 部 市 楠消防団長

山陽小野田市 消 防 長
山陽小野田市 総 務 部 長
山陽小野田市 総合政策部長
山陽小野田市 消 防 団 長
山陽小野田市 消防団副団長

- 3 事務局の事務に従事する職員
宇 部 市 専任1人、兼任1人、役職指定：事務局長
山陽小野田市 専任1人、兼任1人、役職指定：事務局長補佐

報告第4号

- 4 宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会に要する経費の負担
2分の1ずつ負担する。
- 5 規約第9条第4項の規定による会長の求めに応じ、会議に出席した者（以下「会議出席者」という。）の報償費
会議出席者は、報償費を受けることができる。報償費の額及び支給方法については、会長が別に定める。
- 6 委員の公務災害補償に関する事項
委員の公務災害補償の取扱について、次のとおりとする。
 - (1) 委員が、協議会活動中又は協議会会議等への出席のための移動中に生じた災害によって、公務災害補償の適用を受けるような場合においては、宇部市の制度を準用するものとする。
 - (2) (1)により委員に公務災害補償を準用した場合における経費は、2市が、4に定めた負担割合により負担するものとする。
 - (3) 2市の職員にあっては本件の定めにかかわらずそれぞれの身分に基づき、それぞれの団体の制度により公務災害補償の適用を受けるものとする。
- 7 内容の変更
この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。
- 8 協議書の効力
この協議書は、規約の施行日から発効し、協議会が解散したとき失効するものとする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、2市の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成22年12月24日

宇部市長 久保田 后子

山陽小野田市長 白井 博文